

台風15号及び19号で住まいが 被災した方へ支援制度のご案内

罹災証明により「一部損壊」と判定された自己が居住する住宅を修繕する場合、災害救助法の応急修理や住宅修繕緊急支援事業の支援を受けることができます。

補助金額
最大**50万円**

申込開始
11/18(月)～

損害割合
大

損害割合
小

A. 応急修理の対象となる場合

○対象工事

住宅の損害割合が10%以上で
日常生活に最低限必要な部分の工事
例)被災した住宅の屋根や外壁等

○支援額

工事費が150万円以下の場合、最大30万円
工事費が150万円を超える場合、
超えた額の20%(最大20万円)を上乗せ
例)工事費が200万円の場合
 $30万円 + (200 - 150) \times 20\% = 40万円$

B. 住宅修繕緊急支援事業

○対象工事 ※工事費10万円以上

住宅の損害割合が10%未満で、
日常生活に最低限必要な部分の工事
例)被災した住宅の屋根や外壁等

○支援額

工事費の20%(最大50万円)
例)工事費が200万円の場合
 $200万円 \times 20\% = 40万円$

<< 手続きの流れ(共通) >>

① 申請

次の書類を提出してください。

- (1) 申込書 (2) 被害の分かる写真 (3) 罹災証明書(写しでも可)
- (4) 資力に係る申出書 (5) その他必要な書類

※自らの資力で修理することが困難である理由を申し出る書類です。
収入を証する書類等の添付は不要です。

② 対象制度 お知らせ

「A. 応急修理の対象となる場合」又は「B. 住宅修繕緊急支援事業」、
どちらの制度の対象となるかを、郵送等でお知らせします。

③ 見積書提出

修理業者に次の書類を作成してもらい、提出してください。

- (1) 見積書(指定の様式)
- (2) 耐震性等の向上に資する補修確認書(応急修理の場合は不要)

④ 工事契約

修理業者と契約し、工事に着手してください。

※応急修理の対象となった場合は、自己負担分のみの契約となります。

※事前相談

概要、手続きの流れ、申請書類、修理業者などについて相談できます。

※裏面あり

住まい以外の建物が被災した方への支援制度

被災証明により損壊等が確認された自己が居住する住宅以外の建物を修繕する場合、いすみ市被災建築物修繕支援事業の支援を受けることができます。

補助金額

最大**30万円**

○対象工事（※保険給付額を除く工事費が10万円以上(税込)）

一般住宅以外の車庫、物置、作業場、倉庫、などの10㎡以上の一定要件に該当する建物
(対象外：門、柵、塀、生垣、カーポート、家具、家電製品、照明器具、テレビアンテナなど)

○支援額

工事費の20%(最大30万円)

例)工事費が100万円の場合、 $100万円 \times 20\% = 20万円$

<< 手続きの流れ >>

① 申請

次の書類を提出してください。

- (1) 申込書 (2) 被害の分かる写真
- (3) 被災証明書(写しでも可)
- (4) 見積書(指定の様式) (5) 修繕内容が分かる図面
- (6) 所有者が確認できるもの
- (7) 建築物の所有者の同意書 (同一世帯内の場合は除く)

② 交付決定 通知

補助金の交付決定について、郵送等でお知らせします。

③ 実績報告

- ・修繕工事に要した費用に係る契約書又は請書の写し
- ・領収書の写し
- ・修繕工事完了後の状況が分かる写真

④ 確定通知

補助金の交付額の確定通知をお知らせします。
その後、補助金の請求をしていただきます。

◆支援対策について相談・受付の総合窓口を設置します。

◎相談・受付開始日 令和元年11月18日(月)(8:30~19:00)
【臨時相談・受付 令和元年11月23日(土)、24日(日)】

◎場 所 いすみ市役所大原庁舎

問合せ先 いすみ市役所 建設課 TEL0470-62-1204